

ハローワークの求職情報の提供に関するニーズ調査

○ 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)※を受け、本年10月中旬から11月中旬にかけて、求職者及び民間人材ビジネスに対して、ハローワークの求職情報の提供に関するニーズ調査を実施。

※日本再興戦略において、「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」の取組の一環として、「(ハローワークが)保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目途に結論を得る。」との内容が盛り込まれている。

(求職者向け調査)

1. 調査方法 アンケート調査 (ハローワーク窓口での配付) (調査期間:平成25年10月18日~10月31日)
2. 調査対象 全国のハローワーク利用者 ※1
3. 調査項目
 - ・基本属性 (性別・年齢層・希望職種・求職期間)
 - ・求職情報の提供の可否とその理由
 - ・提供できる求職情報 (氏名・住所・連絡先・希望職種・希望条件・職務経歴・勤務歴・資格・学歴) の範囲
 - ・民間人材ビジネスが提供するサービスの利用意向や提供に当たっての要望事項 等

※1 47都道府県労働局で24,000部程度配付 (月間有効求職者1%相当)。
各労働局ごとの配付数は各局管内の求職者数を勘案し設定 (求職者が多い労働局は配付数を多く設定)。

(民間人材ビジネス向け調査)

1. 調査方法 アンケート調査 (郵送) (調査期間:平成25年10月24日~11月8日)
2. 調査対象 民間職業紹介事業者 ※2
3. 調査項目
 - ・基本事項 (従業員数・本社所在地・事業活動地域・主な取扱職種)
 - ・求職情報の提供希望の有無とその理由
 - ・提供を希望する求職情報 (氏名・住所・連絡先・希望職種・希望条件・職務経歴・勤務歴・資格・学歴) の範囲
 - ・提供後の求職者の受付方法や提供頻度の希望、各種サービスの提供の有無 等

※2 2,000部配付 (有料職業紹介事業者等10%相当)。業界団体*の会員企業の一部 (981部) 及び当該会員企業以外の企業であって都道府県別にランダムに抽出・選定した企業 (1019部) に対して配付。

* 公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会、一般社団法人日本人材紹介事業協会、一般社団法人日本人材派遣協会

求職者アンケート結果

<基本事項>

◎ 回答数 19,316人<回収率78.2%>

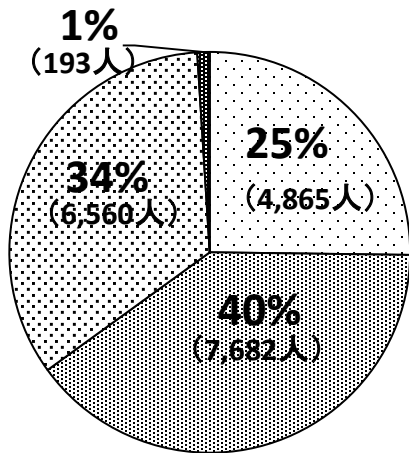
性別 男性8,176人(42.3%) / 女性10,549人(54.6%) / 無回答591人(3.1%)

※()内は構成比

年齢 10代 99人(0.5%) / 20代4,020人(20.8%) / 30代4,647人(24.1%) / 40代4,224人(21.9%)
50代3,556人(18.4%) / 60代以上2,409人(12.5%) / 無回答361人(1.9%)

<主な質問項目>

問 自身の求職情報を民間職業紹介事業者に提供することについてどのように考えるか。



- すべて提供してもよい
- 範囲によっては提供してもよい
- 一切提供してほしくない
- 無回答

○「すべて提供してもよい」又は「範囲によっては提供してもよい」と回答した求職者の理由(複数回答可) N=12,547

- ・ハローワークから提供されるサービスでは不十分 1,699人(13.5%)
- ・民間職業紹介事業所を利用してみたい 10,137人(80.8%)
- ・民間職業紹介事業所を利用したことがあるから 1,320人(10.5%)

⇒求職情報を提供する場合の要望や希望等(複数回答可) N=12,547

- ・有料のサービスの案内(いわゆる営業)は禁止してほしい 6899人(55.0%)
- ・他事業やグループ企業等の2次利用は禁止してほしい 6640人(52.9%)
- ・提供先が情報を長期間保有しないようにしてほしい 6994人(55.7%)

○「一切提供したくない」と回答した求職者の理由(複数回答可) N=6,560

- ・ハローワークから提供されるサービスで十分 2,963人(45.2%)
- ・民間職業紹介事業者のサービス内容がよく分からない 2,697人(41.1%)
- ・利用する必要があるら自分で登録する 2,795人(42.6%)
- ・勧誘が懸念 2,616人(39.9%)
- ・情報の目的外利用や漏えいに不安 4,196人(64.0%)

問 「すべて提供してもよい」又は「範囲によっては提供してもよい」と回答した求職者について、提供することが可能な情報はどれか(複数回答可)。

N=12,547	氏名	現住所	連絡先 (電話・メール)	希望職種	希望条件	職務経験	勤務歴	資格	学歴
a 提供可とする人数	6,766	4,649	5,825	11,103	10,207	8,281	5,630	7,937	6,758
(a / N) × 100	53.9	37.1	46.4	88.5	81.4	66.0	44.9	63.3	53.9 ¹⁷

民間職業紹介事業者アンケート結果

<基本事項>

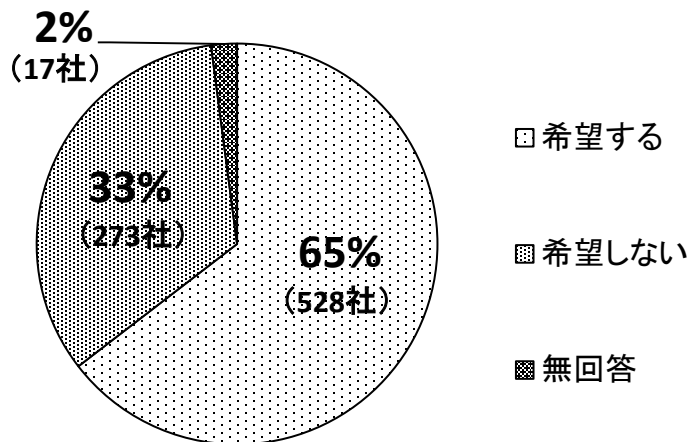
◎ 回答数 818社 <回収率40.9%>

※()内は構成比

企業規模 従業員 ~9人323社(39.5%) / 10~29人134社(16.4%) / 30~99人171社(20.9%)
 100~299人106社(13.0%) / 300~499人28社(3.4%) / 500~999人18社(2.2%)
 1000人~23社(2.8%) / 無回答15社(1.8%)

<主な質問項目>

問 求職情報の提供を希望しますか。



○「提供を希望する」と回答した企業の理由(複数回答可) N=528

- ・自社のサービスを利用してもらうため 496社(93.9%)
- ・求職者の状況等を統計的に把握するため 101社(19.1%)

⇒上記で「自社のサービスを利用してもらう」と回答した企業において、サービス利用のための求職者の受付方針 N=496

- ・提供されたすべての求職者にサービスを案内し、同意した者を利用者として受け付ける 95社(19.2%)
- ・求職者を選別した上で、選別した求職者にサービスを案内し、同意した者を利用者として受け付ける 394社(79.4%)

○「提供を希望しない」と回答した企業の理由(複数回答可) N=273

- ・どのような情報が提供されるかわからないため 93社(34.1%)
- ・ハローワークの求職者に提供できるサービスがない 111社(40.7%)
- ・提供される情報の活用方法がない 62社(22.7%)
- ・提供される情報の精査・選別に時間等を要するため 87社(31.9%)

問 「提供を希望する」と回答した企業について、少なくとも提供を希望する求職情報はどれか。

(複数回答可)。

※「少なくとも提供を希望する情報」とは、この情報の提供がなければ提供自体を希望しないもののことを指す。

N=528	氏名	現住所	連絡先 (電話・メール)	希望職種	希望条件	職務経験	勤務歴	資格	学歴
a 提供希望の会社数	331	325	385	392	351	391	195	243	154
(a / N) × 100	62.7	61.6	72.9	74.2	66.5	74.1	36.9	46.0	29.2 ¹⁸

ニーズ調査結果のポイント

- **求職情報を「提供可」・「提供希望」とする割合が、求職者・民間職業紹介事業者ともに、全体の3分の2程度を占める**
求職者アンケート:65%(求職情報を「すべて提供してもよい」又は「範囲によっては提供してもよい」と回答した求職者の割合)
民間職業紹介事業者アンケート:65%(「求職情報の提供を希望する」と回答した民間職業紹介事業者の割合)
- **求職情報のうち現住所・連絡先の提供については、求職者と民間職業紹介事業者のニーズに大きな乖離がある**
求職者アンケート:現住所37%、連絡先46%(「提供することが可能」と回答した求職者の割合)
民間職業紹介事業者アンケート:現住所62%、連絡先73%(「少なくとも提供を希望する」と回答した民間職業紹介事業者の割合)
- **求職情報を「提供可」とする求職者のうち5割以上が、民間職業紹介事業者に情報提供するに際し、目的外利用の禁止など情報の適正な取扱いを要望**
他事業やグループ企業等の2次利用は禁止してほしい 53%
有料のサービスの案内(いわゆる営業)は禁止してほしい 55%
提供先が情報を長期間保有しないようにしてほしい 56% } 求職情報を「提供してもよい」と回答した求職者のうち、提供先の情報の取扱いに関して何らかの要望をもっている割合



今回のニーズ調査結果を踏まえ、実施に向けた具体的な検討を開始

- ※ 求職者と民間職業紹介事業者のニーズが乖離している部分や厳正な情報管理の担保(目的外利用の禁止や漏えい防止等)等について、どのような方法なら解決可能であるか
慎重な検討が必要

<検討スケジュール>

平成26年1月～

平成26年夏頃

実施に向けた具体的な検討を開始

検討結果を取りまとめ、必要に応じて27年度概算要求に反映等

ハローワークの求人票における求人条件と実際の労働条件の相違について

1. 現状

◇ 求人票の記載内容に係る求職者からの苦情・申出件数 7,783件

※ 平成24年度に求人票の記載内容と実際の労働条件等に相違があったとして求職者から苦情・申し出があったもの（平成25年8月に各労働局から聴取）。

2. 求人受理時等での取組

◇ 求人受理の段階で、原則対面にて求人条件を点検するなど、求人内容の適法性や正確性を確認。

※ 必要に応じて、事業所訪問を実施し、実態確認。

◇ 求職者から求人条件と労働条件との相違に係る申し出があった場合には、迅速な事実確認。相違が確認された場合や法違反のおそれがある場合には、是正指導を行った上で、当該求人の取消しや職業紹介の一時保留といった取扱いを実施。

◇ 求人条件と労働条件との相違に係る相談等が多数寄せられる事業所等については、労働基準監督署とも情報共有を図り、再発防止のための指導の徹底。

◇ なお、ハローワークの求人票の記載内容と実際の労働条件等に相違があったことをもって、当該求人者に対して、何らかの罰則適用はない。

※ 実際の労働条件等が労働関係法令に抵触していた場合には、当該労働関係法令の規定により罰則等が適用。

3. 今後の対応等

◇ 昨年8月下旬には、全労働局に対するヒアリング結果を踏まえた取組の更なる徹底を指示。引き続き、厳正に対処。

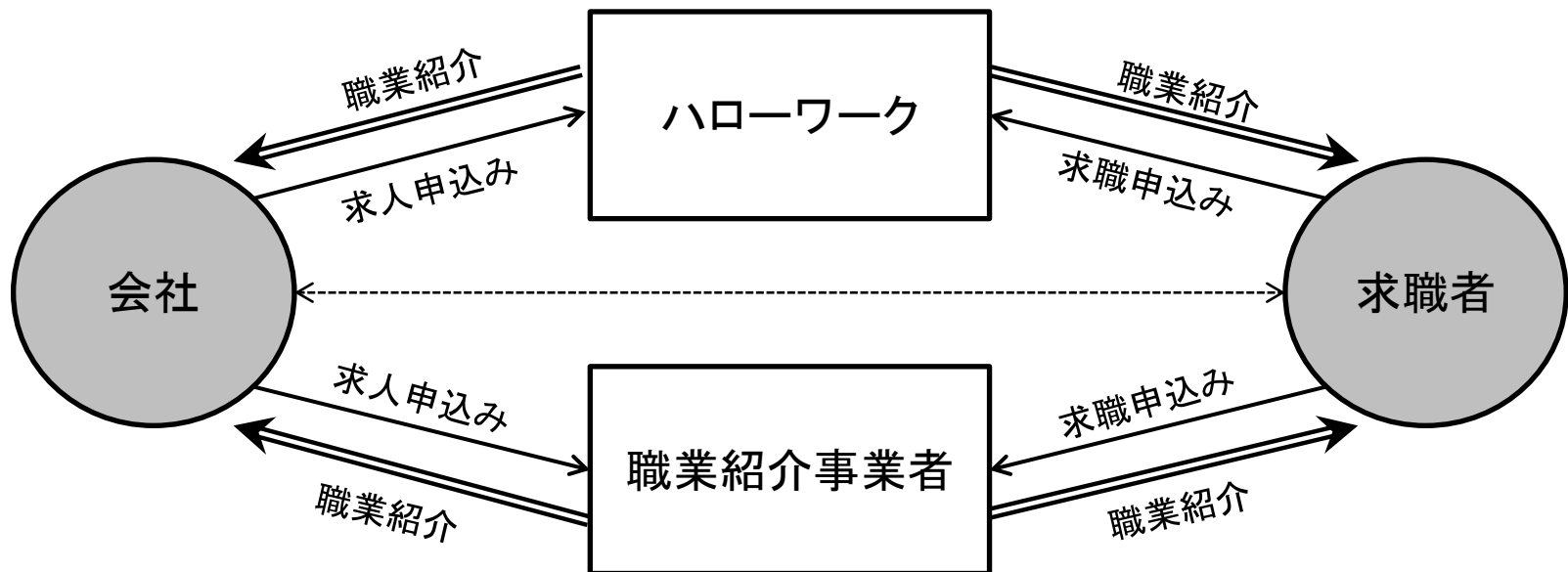
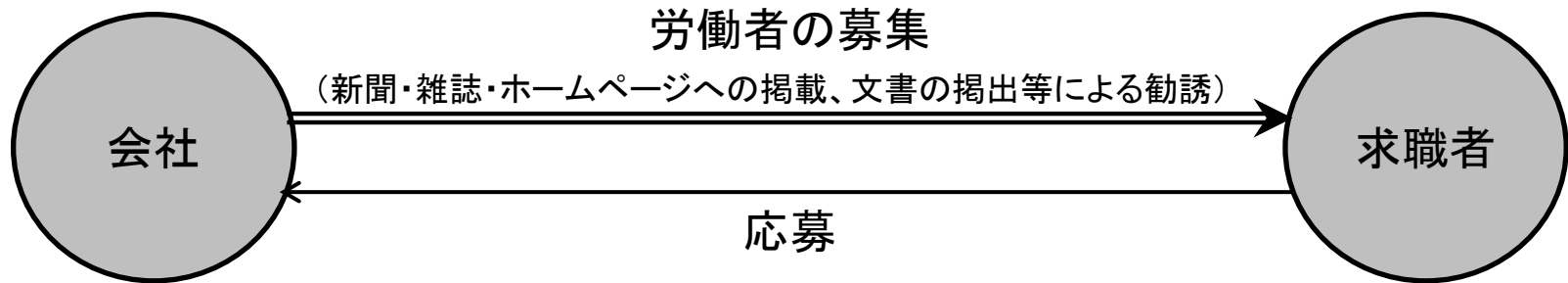
※ 昨年9月下旬開催の全国労働局長会議においても職業安定局長から徹底を指示。

◇ 今後、取組状況を踏まえ、更なる対応についても検討予定。

虚偽の求人内容に対する罰則(職業安定法第65条第8号)の適用について

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万以下の罰金に処する。
8 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者
又はこれらに従事した者

※2重線が罰則の適用がある部分



参照条文

職業安定法(昭和23年法律第141号)

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 (略)

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人者の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万以下の罰金に処する。

8 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

雇用対策法(昭和41年法律第132号)

(求人者に対する指導)

第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人者の内容について指導することにより、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するように努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、これに基づき求人者の時期、人員又は地域その他の求人者の方法について指導することができる。

教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設

～雇用保険法改正による中長期的なキャリア形成支援の充実～

改正の趣旨

非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

改正の内容【平成26年10月1日施行】

キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する者
(雇用保険加入の在職者・離職後1年以内の者)



【要件】

- ・被保険者期間2年
(2回目以降は10年以上の被保険者期間が必要)

キャリア・コンサルティングの実施
(目指す仕事と必要となる教育訓練の相談・助言)



【給付内容】

- ・訓練費用の40%を支給
- ・45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に毎月支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練(厚生労働大臣が指定)の実施

- ・資格取得(医療・福祉など専門職)のための訓練
- ・企業等と連携した実践的なプログラム



訓練修了・資格取得の上被保険者として就職



【追加給付】

- ・就職を条件として訓練費用の20%を追加支給(合計上限48万円/年)

労働移動支援助成金の活用促進について

26年度予算案： 301億円

- 現在、労働移動支援助成金の拡充案において、再就職援助計画の対象であった者を雇い入れ、訓練を実施した事業主に対し、訓練費用の一部を助成する**受入れ人材育成支援奨励金**の新設を予定。
- この受入れ人材育成支援奨励金の対象となる労働者を、再就職援助計画の対象であった者だけでなく、**移籍等により受け入れた労働者にまで拡大**し、労働移動支援助成金の活用促進を図る。

